

高松市自治基本条例についての市民と市長の意見交換会

日 時	平成21年10月23日(金) 午後19時00分～20時30分
場 所	ふれあい福祉センター勝賀
出席者 (市)	○市長 ○企画課長
	○市民政策部長 ○地域政策課長
	事務局 8名
市 民	約70名
概 要	(1) 開会 (2) 市長あいさつ (3) 自治基本条例についての説明 (4) 意見交換
意見交換 市民	<p>この自治基本条例は、市と議会、市民が一体的に進めて、よりよいまちづくりを図っていくという素晴らしい画期的な条例でないかと思う。</p> <p>ただ、これを運営するに当たって、地域の実情を市はどのように捉えているのか。それぞれの地域には自治会や自主防災組織といった各種団体があるが、こうした地域団体に対して、非常に参加率が低い。自治会についてもなかなか入ってくれないし、入っている会員についても脱退したいという意見もある。特に都市部では参加率が低い。私はやっぱり自治会を基本にして地域のまちづくりを図っていかないと、まちづくりは進まないのではないかと思うが、そうした地域の組織づくりについて、現状をどのように認識しているのか、特に自治会の参加率が低いことについて、参加率が増えるようにするにはどうすればよいと考えているのか。</p>
市民政策 部長	<p>地域の実情、現状認識については、大変厳しいものだとは認識している。自治会の加入率が市全体で70%くらいになっているが、これは非常に問題があると思う。まちづくりをどのように進めていくかと考えると、エンジンになっていただくのは自治会だと思っている。しかし行政として、自治会に入っていない人を放っておくわけにはいかない。そのために地域コミュニティ協議会を作ったのであるが、その概念を説明すると、一つの地域に住んでいる方は皆さん構成員となる。入る入らないに関わらず、皆メンバーだという定義である。ただし、その地域コミュニティ協議会の地域づくりに参画する自由も参画しない自由もある。これが、まちづくりを進めていくのにどうすればいいかと考えてきた結果作られた、地域コミュニティ協議会という概念である。</p> <p>これを今回は条例に謳ったわけで、その地域コミュニティ協議会を通じてまちづくりをしようという提案である。自治会や婦人会などいろいろな団体があり、それぞれに活動をしてもらうのだが、地域全体を統括し、まちづくりを進めていくのは地域コミュニティ協議会というもので考えている。ただ、そのエンジンとなるのは</p>

市民	<p>自治会になると考えている。</p> <p>市民が行政に参画できるということは地方分権上、とてもよいことだと思う。ただ、参画の方法について、どのようにすればいいのか。議員は議会という組織があり、意見を述べる機会があるが、我々市民は個々であり、行政に対する参画の方法が分からない。市は市民の意見をどのように吸収し、市政に反映しようとしているのか。</p>
市民政策 部長	<p>参画の方法については資料の9ページに規定しているが、参画するのは地域のまちづくりへの参画と市政への参画の2つがあり、市としていろいろな施策を作ろうとするときに、市民の皆さんに御意見を聞かなければならないとしている。今までパブリックコメントという、市民の御意見をお伺いする制度を市の要綱で定めていたが、今回条例に盛り込んだ。そのため、今まで以上にきちんとパブリックコメントを実施しなければならない。</p> <p>また、委員の公募について、いろいろな審議会などがあるが、委員の一定枠は公募すると要綱に規定されているものを、条例で謳ったわけである。</p> <p>さらに住民投票であるが、これには「常設型」として置く場合と、「非常設型」とする場合がある。常設で置くのであれば、要件などについてこの条例の中に細かく規定していかなければならず、その要件に該当すればすぐ住民投票を実施しなければならない。ただ、住民投票をすることになると、大きな費用がかかる。そのため、住民投票にかけたほうがいいのかという事案が出てきた場合、議会に諮って決めるようにしたいということである。住民の意思を直接聞けるような道を作っているというのが住民投票の部分であるが、パブリックコメントや住民投票などの制度について、条例で定めたということに意義があると考えている。</p>
市民	<p>議会との関係についてお伺いしたいが、行政と直接、地域の意見要望について話し合う機会を持つなどの方法で住民が行政に参画すると、議会の軽視につながるのではないかと。今までは議員を通じて地域の意見を集約していたが、自治基本条例ができると、直接行政に住民が参画した場合、議会との関係、調整はどうなるのか。</p>
市民政策 部長	<p>住民投票については、直接に実施する場合と、議会に一度諮って住民投票をするかしないかを決定する場合とがある。また、まちづくりにおいては、市民の皆さんに積極的に関わっていただくようになるのだが、そういった住民の意見を集約していただくことを議員の仕事と規定しており、決して議会制度をないがしろにするものではない。当然、議会の機能は今までどおりであるし、それをもっと進めていっていただきたいと考えている。</p>
市民	<p>参加する、しないの問題があると思う。今、私の自治会では加入率が30%程度である。参加しない理由としては、役員が当たるとか、班長が当たるからといったものである。自分たちのまちは自分たちで良くしなければならぬと説明するのだ</p>

市民政策 部長	<p>が、分かってもらえない。そのあたりの対策を市としても考えてもらわないと、自治会が自然消滅してしまうのではないか。また、自治会に入ると負担ばかりだという感覚を持っているので、組織を作っていく上で何とか良い方法を考えていただきたい。</p> <p>自治会や地域コミュニティ協議会で活動されている方の切実な問題意識として受け止めさせていただく。</p> <p>今まで自治会や地域コミュニティ協議会について、こうしてほしいということではなかったが、今回「市民の役割と責務」として条例に盛り込んでいる。その役割や責務について、しないことに対する罰則などはないが、「市民として地域の活性化に主体的に取り組むものとする」と規定していることがこの条例を作った意義であるし、住民の方にこのように取り組んでいただきたいと働きかけるものでもある。自治会では断られればそこで終わりであったが、この条例が制定されれば、皆でこういうことをしているのだから、協力して欲しいということと言えると考えている。ぜひこの条例を武器にして欲しい。</p>
市民	<p>地方自治法にはこのような自治会の位置付けがないので、このような条例は必要なものだと思うし、よくできていると思う。</p>
市民	<p>地域コミュニティ協議会について、以前に市から説明があったとき、地域と行政の役割分担として、行政の役割分担はだんだん小さくなり、地域の役割はだんだん大きくなるという表を示され、これからは地域コミュニティ協議会がいろいろなことをやっていかななくてはならないということだった。しかし、だんだん行政の役割を少なくして、地域の役割を多くしていくのはいかがなものか。</p>
市民政策 部長	<p>高度成長時代には、「公」が何でもやるという体制でも対応できた。だが、今の少子高齢社会になると、今後、それだけのことができるかどうかは分からない。そうなった時に、自分たちでできることは自分たちでもらいたい、というのが自助、共助、公助という考え方である。最低限のことは自助として自分でやっていただく、自分だけではできないことは地域でやっていただく、それでもできないことは公でやる。だから、何でも地域に下請けのように任せるとことは思っていないし、それが今後の地域と行政の役割分担、協働になると思う。</p>
市民	<p>行政と我々地域の関係は、国・県・市、それに町内会とか自治会という縦の流れでやってきた。その間に地域コミュニティ協議会が入るのだろうが、名称はこれでよいのだろうか。</p> <p>このような制度の変更であるから、法的根拠があるか調べたところ、高松市コミュニティセンター条例、つまりハード面のセンターを作るというのは条例であったが、それ以外についてはなかった。この条例で地域コミュニティ協議会の位置付けをするということで期待していたのだが、役目とか役割分担が良く分からない。</p>

<p>市民政策 部長</p>	<p>地域コミュニティ協議会という名称については、それでなければならないという理由はない。要は一つの地域に一つある団体と定義したかった。自治会や婦人会といった団体があるが、いずれも任意の団体であり、入るのも入らないのも自由に選択できる。地域の中にはどの団体にも入らない方もいるが、だからといってその人を放っておくこともできない。そこで、一つの地域に一つある団体であり、そこに住んでいる方は皆さんが構成員になるという団体を考え、その活動に対して市は支援を行うとした。</p> <p>また、他の団体と地域コミュニティ協議会の関係がよく見えないということであるが、それについては条例に細かく定めることはできないので、「自治と協働の基本指針」を作り、その中に盛り込もうと考えており、その時にはまた皆さんに御意見をいただきたいと考えている。</p>
<p>市民</p>	<p>地域コミュニティ協議会と行政の役割分担がはっきりせず、分からない。</p>
<p>市民政策 部長</p>	<p>地域コミュニティ協議会と行政との関係というと、協働ということになる。行政と地域とが一緒にまちづくりを進めていこうということである。それが実際にどういうことになるのかというと、「自治と協働の基本指針」の中に盛り込んでいくことになると思う。</p>
<p>市民</p>	<p>協働の推進について規定されているが、協働ということであれば、市に対し、意見を言う場がなければいけないのではないかと。具体的な例を挙げるわけではないが、こういう問題についてはこうやってほしいという地元の意見もある。市のほうから、こうしてくださいと一方的にいうのではなく、行政と市民が意見を交わしながらやっていくのが重要なのではないかと。ここで自主的な活動を尊重するということを書いてある。</p>
<p>市民政策 部長</p>	<p>協働について、実際はうまくいっていないのではないかと、という御意見だが、それは協働という概念がまだ新しく、それについては我々行政の人間も、住民の方も、十分な認識ができていないのではないかと。その中で、地域のまちづくりを進めていくのに、行政だけが独りよがりでも意味がない。そこには住民の方の御意見、考え方を十分に反映させなければいけない。ただし、個々の事例になると、これをお願いするということもあると思う。また、この条例の中に審議会を作ると規定しており、その中で検証したり、大きな意味合いで地域のまちづくりを考え、提言なり監視なりをしていただくことになると思う。</p>
<p>市民</p>	<p>この条例の中に罰則は入れないのか。この条例は今までの条例とは異なり、基本条例であるのだから、もっと重い意味合いがあると思うが、そのあたりの位置付けはどうだろうか。</p>

市民政策 部長	<p>この条例は御覧になっていただければ分かるように、ごく当たり前のことばかり書いている。当たり前のことを書いているのだが、高松市のまちづくりはこういう風に進めていきたいということの集大成であり、理念条例である。高松としてあるべき姿はこうでないかと理念的に掲げて、それに向かって進んで行こうという考え方なので、罰則までは規定していない。</p>
市長	<p>自治会と地域コミュニティ協議会の関係や、地域コミュニティ協議会をどのように運営していくのか、特に協働や、住民参画といった事についていろいろ御質問いただいているが、現状が理想的な状況であると言うつもりはない。これからの分権社会の中で高松市政を運営していきながら、より高みを目指していきたい、その理念を条例で作成した。こういう理念で、我々はまちづくりを行い、市政を運営していきたいんだと、現状からそこに向かって改善しながら、より良い状態にしていかなければならない、ということである。</p> <p>自治会の話がでたが、確かに自治会が住民自治の基本だと思っている。自治会を主体に、いわゆるコミュニティというものが構成できるのであればそれが一番理想であるが、高松の自治会加入率が70%程度でだんだん落ちてきている。いろいろな働きかけをすることによって、横ばいくらいにはなっているが、まだ反転するには至らない。これについては、自治会の人たちに加入率を上げる努力をしていただきたいし、行政も支援しなくてはならない。高松市も周辺6町と合併して、より大きな市域になったが、大きな都市になると、都市内の自治組織というものがどうしても必要になってくる。昔の行政であれば、一方的に施行して、住民はそれを受け取るだけということもあったが、いろいろな行政分野と、いろいろな住民の活動が出てきて、それを市がシステムの中に取り込んで運営していこうとすると、やはりそれぞれの地域の自治組織が必要になってくる。それを何に求めるのかというと、自治会を主体にやっていただきたいが、加入率が100%というわけではなく、あくまで任意団体であるため、一度にそれが地域内の組織とはなり得ないので、それに変わる組織として、地域コミュニティ協議会というものを考えた。連合自治会を中心とした各種地域の団体、これを総括するゆるやかな連合体として地域コミュニティ協議会を位置付けている。いろいろな地域の活動と市との関わり方、協働のあり方について議論がでていたが、それはそれぞれの行政分野、活動団体によって違ってくると思う。例えば衛生組合、自主防災組織というものはある程度、制度がきちっとしているので、自主性とか地域の創意工夫というものはそれほどないと思う。その代わり、おやじの会や文化協会などであれば、地域の自主的な活動が相当な部分であるだろうから、それを市が側面から支え、地域が主体になって自主的にやっていただきたいと思う。</p> <p>そういう風に、分野によって協働のあり方や関与の仕方は変わってくるだろうし、地域によっても変わってくるだろう。また、もう少し自分たちの自主性を生かして欲しいから、市は必要な交付金だけつけてくれればいい、という意見もあると思う。自主性を損なうものであってはならないというのは、そういった地域の意見を尊重して、市としての関わり方を決めるという意味だと考えている。</p>

まだまだ現状においてはこんなに理想的にはっていないという認識は行政も持っているが、理念として、分権型社会の中で自治のあり方はこうあるべきだということをこの条例に盛り込んでいる。より具体的なことについては自治と協働の基本指針などの中で規定していこうとしており、その指針についても、市民の皆さん、特に地域の関係者の皆さんに御相談しながら、位置付けていきたいと考えている。